

地下水常時監視結果一覧

調 査 区 分			概況定点調査												概況メッシュ調査	
調 査 地 点			1		2		3		4		5		6		7	
			西区栄生一丁目		昭和区妙見町		中川区北江町		南区立脇町		北区安井町		中村区岩塚町		千種区香流橋一丁目	
採 水 年 月 日			R6. 9. 5		R6. 8. 22		R6. 8. 22		R6. 8. 22		R6. 5. 27		R6. 5. 27		R6. 8. 21	
測 定 項 目		環境基準等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0005	○
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	砒素	0.01 以下	0.011	×	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	1.4	○	<0.10	○	<0.10	○	2.23	○	<0.02	○	0.52	○	
ふっ素	0.8 以下	0.42	○	<0.08	○	1.1	×	0.19	○	0.12	○	0.47	○	0.16	○	
ほう素	1 以下	0.06	○	<0.02	○	0.6	○	<0.02	○	0.06	○	0.04	○	0.06	○	
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	<0.000004	○	0.000031	○	0.000009	○	<0.000004	○	—		—		—	

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			概況メッシュ調査													
調 査 地 点			8		9		10		11		12		13		14	
			東区白壁三丁目		北区上飯田北町		北区鳩岡町		北区福德町		西区こも原町		西区十方町		西区又穂町	
採 水 年 月 日			R6. 9. 5		R6. 8. 28		R6. 9. 10		R6. 9. 5		R6. 8. 19		R6. 8. 19		R6. 8. 28	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	0.0029	○	0.0012	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
要監視項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	5.2	○	0.13	○	0.18	○	0.75	○	<0.10	○	0.31	○	<0.10	○
	ふっ素	0.8 以下	<0.08	○	0.11	○	0.12	○	<0.08	○	0.11	○	0.34	○	0.41	○
	ほう素	1 以下	0.04	○	<0.02	○	0.05	○	0.05	○	0.04	○	0.05	○	0.02	○
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	—		—		—		0.00004	○	—		—		—	

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			概況メッシュ調査													
調 査 地 点			15		16		17		18		19		20		21	
			中区金山五丁目		中区新栄一丁目		昭和区八事本町		瑞穂区川澄町		瑞穂区陽明町		熱田区三本松町		中川区江松三丁目	
採 水 年 月 日			R6. 9. 10		R6. 9. 10		R6. 9. 17		R6. 9. 17		R6. 9. 17		R6. 9. 9		R6. 9. 18	
測 定 項 目		環 境 基 準 等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.01	○	<0.005	×
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	クロロエチレン	0.002 以下	0.0004	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.008	○	0.022	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	<0.10	○	1.9	○	0.36	○	3.4	○	<0.10	○	0.14	○	
ふっ素	0.8 以下	0.13	○	0.14	○	0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	0.20	○	0.28	○	
ほう素	1 以下	<0.02	○	0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	0.06	○	
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	—		—		—		—		—		—		—	

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			概況メッシュ調査													
調 査 地 点			22		23		24		25		26		27		28	
			中川区新家三丁目		中川区伏屋五丁目		中川区柳川町		港区小賀須二丁目		守山区下志段味四丁目		守山区小六町		守山区瀬古三丁目	
採 水 年 月 日			R6. 9. 11		R6. 9. 11		R6. 9. 9		R6. 8. 22		R6. 8. 28		R6. 8. 21		R6. 9. 5	
測 定 項 目		環 境 基 準 等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.007	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○	0.25	○	0.11	○	0.72	○	
ふっ素	0.8 以下	0.27	○	0.44	○	0.16	○	0.30	○	0.10	○	0.14	○	0.17	○	
ほう素	1 以下	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	0.12	○	<0.02	○	<0.02	○	0.03	○	
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	—		—		—		<0.000004	○	—		—		0.000034	○

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			概況メッシュ調査										汚染井戸周辺地区調査			
調 査 地 点			29		30		31		32		33		34		35	
			緑区滝ノ水四丁目		緑区鳴海町		名東区猪高町大字高針		名東区本郷三丁目		天白区野並四丁目		昭和区高辻町		瑞穂区太田町	
採 水 年 月 日			R6. 8. 26		R6. 8. 26		R6. 9. 4		R6. 8. 21		R6. 9. 9		R6. 5. 28		R6. 5. 28	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○				
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○				
	砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
	アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—					
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
	クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○				
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.002	○	<0.002	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○				
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○				
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○				
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○				
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○				
	セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
要監視項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	<0.10	○	0.46	○	<0.10	○	4.5	○				
	ふっ素	0.8 以下	0.11	○	0.13	○	<0.08	○	0.09	○	<0.08	○				
	ほう素	1 以下	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○				
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	—		—		<0.000004	○	—		—					

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～62については15ページ参照。

調 査 区 分			汚染井戸周辺地区調査													
調 査 地 点			36		37		38		39		40		41		42	
			西区十方町		西区丸野二丁目		西区長先町		中区栄三丁目		中区栄三丁目		中区栄三丁目		中区栄三丁目	
採 水 年 月 日			R6. 5. 20		R6. 5. 20		R6. 5. 20		R6. 9. 24		R6. 9. 24		R6. 9. 24		R6. 9. 24	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下					<0.005	○								
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下														
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
	セレン	0.01 以下														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下	0.17	○	0.25	○	0.23	○								
	ほう素	1 以下														
	1,4-ジオキサン	0.05 以下														
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)							0.0001	×	0.00006	×	<0.000004	○	0.000067	×

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～62については15ページ参照。

調 査 区 分			汚染井戸周辺地区調査													
調 査 地 点			43		44		45		46		47		48		49	
			中区栄三丁目		中区栄四丁目		中区栄三丁目		中区錦三丁目		中区栄二丁目		中区錦二丁目		中区栄二丁目	
採 水 年 月 日			R6. 10. 4		R6. 10. 4		R6. 10. 29		R6. 12. 2		R6. 12. 2		R7. 1. 20		R7. 1. 20	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下														
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下														
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
	セレン	0.01 以下														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下														
	ほう素	1 以下														
	1,4-ジオキサン	0.05 以下														
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	0.000046	○	0.000005	○	0.000096	×	0.000099	×	0.000086	×	0.000074	×	0.00016	×

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～62については15ページ参照。

調 査 区 分			汚染井戸周辺地区調査													
調 査 地 点			50		51		52		53		54		55		56	
			中区栄一丁目		中区丸の内二丁目		中区丸の内二丁目		中区丸の内二丁目		中区三の丸一丁目		中区三の丸一丁目		中区三の丸二丁目	
採 水 年 月 日			R7. 2. 25		R7. 2. 28		R7. 2. 28		R7. 2. 25		R7. 2. 28		R7. 2. 25		R7. 2. 25	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下														
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下														
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
	セレン	0.01 以下														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下														
	ほう素	1 以下														
	1,4-ジオキサン	0.05 以下														
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	<0.000004	○	0.000005	○	0.00012	×	0.000092	×	0.00075	×	0.000009	○	0.000017	○

- 注 1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～62については15ページ参照。

調 査 区 分			汚染井戸周辺地区調査												定期モニタリング調査	
調 査 地 点			57		58		59		60		61		62		63	
			中区三の丸二丁目		中区錦二丁目		守山区八剣町		中区新栄一丁目		中区新栄二丁目		中区千代田五丁目		中村区名駅二丁目	
採 水 年 月 日			R7. 3. 3		R7. 3. 7		R6. 10. 31		R7. 3. 12		R7. 3. 12		R7. 3. 12		2024. 8. 19	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下													0.012	×
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下														
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下					<0.001	○								
	セレン	0.01 以下														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下														
	ほう素	1 以下														
	1,4-ジオキサン	0.05 以下														
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	0.0001	×	<0.000004	○			0.000008	○	0.000017	○	0.000045	○		

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～62については15ページ参照。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			64		65		66		67		68		69		70	
			南区三条一丁目		南区三条一丁目		中村区宿跡町		中村区太閤三丁目		港区天目町		港区潮見町		中川区中島新町一丁目	
採 水 年 月 日			R6. 9. 9		R6. 9. 9		R6. 9. 19		R6. 9. 19		R6. 8. 22		R6. 8. 30		R6. 9. 18	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下	0.012	×	0.009	○	0.026	×	0.017	×	0.031	×	0.010	○	0.012	×
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下														
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
	セレン	0.01 以下														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下														
	ほう素	1 以下														
	1,4-ジオキサン	0.05 以下														
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			71		72		73		74		75		76		77	
			緑区鳴海町		緑区池上台三丁目		瑞穂区桃園町		緑区左京山		中川区五女子町		中川区南脇町		西区丸野二丁目	
採 水 年 月 日			R6. 8. 26		R6. 8. 26		R6. 9. 9		R6. 8. 26		R6. 9. 18		R6. 9. 18		R6. 8. 19	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下														
	総水銀	0.0005以下	0.0014	×	0.0055	×										
	アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○										
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下											0.0098	×	0.0013	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下													<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下					0.10	×	0.11	×	0.031	○			<0.004	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下													<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下													<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下							0.36	×					<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下													<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
	セレン	0.01 以下														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下														
	ほう素	1 以下														
	1,4-ジオキサン	0.05 以下														
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			78		79		80		81		82		83		84	
			北区大曽根二丁目		中川区松ノ木町		中村区平池町		中村区名駅一丁目		中区三の丸一丁目		天白区古川町		中区栄一丁目	
採 水 年 月 日			R6. 8. 21		R6. 9. 11		R6. 9. 17		R6. 8. 19		R6. 12. 5		R6. 9. 11		R6. 9. 10	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下														
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下					0.0087	×	<0.002	○	0.0036	×			0.0076	×
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下									<0.01	○				
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.037	○	0.031	○					0.006	○				
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下									<0.0005	○				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○							<0.0006	○				
	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001	○							<0.001	○	0.010	○		
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○							<0.0005	○				
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
	セレン	0.01 以下														
要監視項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下														
	ほう素	1 以下														
	1,4-ジオキサン	0.05 以下														
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			85		86		87		88		89		90		91	
			中村区道下町		港区汐止町		港区潮見町		緑区大根山二丁目		中川区八家町		中区錦三丁目		千種区今池五丁目	
採 水 年 月 日			R6. 9. 19		R6. 8. 30		R6. 8. 30		R6. 8. 30		R6. 9. 18		R6. 9. 10		R6. 8. 21	
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下	0.061	×	0.016	×	0.014	×								
	総水銀	0.0005以下							0.0024	×						
	アルキル水銀	検出されないこと							<0.0005	○						
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下														
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下									0.043	×				
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下									0.029	×			0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下											0.003	○		
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
	セレン	0.01 以下														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下														
	ほう素	1 以下														
	1,4-ジオキサン	0.05 以下														
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)														

- 注 1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 定期モニタリング調査 調査地点85～96については16ページ参照。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			92		93		94		95		96					
			千種区内山一丁目		中川区乗越町		熱田区神野町		南区要町		南区鳴浜町					
採 水 年 月 日			R6. 9. 19		R6. 9. 19		R6. 9. 11		R6. 8. 30		R6. 8. 30					
測 定 項 目	環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下														
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下			0.011	×	0.0022	×	0.0032	×	0.0006	○				
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.045	×												
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
	セレン	0.01 以下														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下														
	ほう素	1 以下														
	1,4-ジオキサン	0.05 以下														
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 定期モニタリング調査 調査地点85～96については16ページ参照。

汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～62について

調査地点34～62は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点について、汚染範囲を確認するため周辺地区調査を実施した地点である。

調 査 地 点		調 査 件 名
34	昭和区高辻町	日本特殊陶業株式会社周辺の井戸水調査
35	瑞穂区太田町	
36	西区十方町	名古屋市西資源センター移転改築工事敷地周辺の井戸水調査
37	西区丸野二丁目	
38	西区長先町	
39	中区栄三丁目	名古屋市中区栄周辺の井戸水調査
40	中区栄三丁目	
41	中区栄三丁目	
42	中区栄三丁目	
43	中区栄三丁目	
44	中区栄四丁目	
45	中区栄三丁目	
46	中区錦三丁目	
47	中区栄二丁目	
48	中区錦二丁目	
49	中区栄二丁目	
50	中区栄一丁目	
51	中区丸の内二丁目	
52	中区丸の内二丁目	
53	中区丸の内二丁目	
54	中区三の丸一丁目	
55	中区三の丸一丁目	
56	中区三の丸二丁目	
57	中区三の丸二丁目	
58	中区錦二丁目	
59	守山区八剣町	森石油株式会社尾張旭給油所周辺の井戸水調査
60	中区新栄一丁目	スズキ株式会社所有地周辺の井戸水調査
61	中区新栄二丁目	
62	中区千代田五丁目	

定期モニタリング調査 調査地点85～96について

調査地点85～96は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点である。

調 査 地 点		調 査 件 名
85	中村区道下町	中村区道下町周辺井戸水調査
86	港区汐止町	自然由来調査研究
87	港区潮見町	五洋建設株式会社 名古屋土壌再利用センター周辺の井戸水調査
88	緑区大根山二丁目	緑区大高町大根山周辺井戸水調査
89	中川区八家町	旧福船町ゴルフ練習場周辺井戸水調査
90	中区錦三丁目	栄町ビル周辺井戸水調査
91	千種区今池五丁目	地下鉄東山線今池駅周辺井戸水調査
92	千種区内山一丁目	
93	中川区乗越町	中川区長良町周辺井戸水調査
94	熱田区神野町	旧国家公務員宿舎白鳥住宅周辺井戸水調査
95	南区要町	桜井興産株式会社本社南工場周辺井戸水調査
96	南区鳴浜町	大同特殊鋼株式会社星崎工場周辺井戸水調査